

## 様式 1

### 明 細 書

作成日：令和 5 年 3 月 16 日

更新日：令和 7 年 11 月 4 日

#### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒759-4101）山口県長門市東深川1859-1

（ヤマグチケンナガトシヒガシフカワ1859-1）

名称（フリガナ）：深川養鶏農業協同組合

（フカワヨウケイノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 末永 明典

ウェブサイトのアドレス：<https://www.chosyudori.or.jp>

#### 2 農林水産物等が属する区分

区分名：第2類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：家きん肉（鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ）

#### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：長州黒かしわ（チョウシュウクロカシワ） CHOSYU KUROKASHIWA

#### 4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：山口県長門市、美祢市

#### 5 農林水産物等の特性

「長州黒かしわ」は、山口県で古くから飼育されていた天然記念物「黒柏鶏」のほかロードアイランドレッド種、軍鶏種、ホワイトプリマスロック種を改良して雄系種鶏「やまぐち黒鶏」（以下同じ。）を造成し、その雄をロードアイランドレッド種の雌に交配して、山口県が開発した同県で初の地鶏である。

「長州黒かしわ」の肉は、適度な歯ごたえを残しながらも柔らかく、一般的な鶏肉（ブロイラー）よりもうまみ成分であるイノシン酸が多く含まれている。また、胸肉やささみには、脳や筋肉の疲労回復を助ける機能成分「イミダゾールペプチド」が多く含まれている。

焼き鳥のまち長門市の観光イベントや地域の飲食店で取扱うなど長門観光の食の名物として浸透しているばかりでなく、山口県オリジナル地鶏として、その良好な食味から県内外の流通業者、飲食店及び宿泊施設で重宝されている。

#### 6 農林水産物等の生産の方法

##### （1）素びな

以下のアの雄鶏をイの雌鶏と交配させたものであり、かつ「地鶏肉の日本農林規格」（平成 11 年農林水産省告示第 844 号。以下同じ。）の素びなの基準に適合しているもの。

ア 「やまぐち黒鶏種」（在来種血統率 50%）

黒柏鶏種の雄鶏×ロードアイランドレッド種の雌鶏の交配個体（雌鶏）に軍鶏種の雄鶏を交配させ、さらにその交配個体（雄鶏）にホワイトプリマスロック種の雌鶏を交配させ作出された個体。

イ 「ロードアイランドレッド種」（在来種）

## （2）飼育条件

ア 飼育期間

ふ化日から 80 日齢以上まで飼育されたもの。

イ 飼育方法

全飼育期間において、鶏舎内において平飼い（鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する方法）であること。

ウ 飼育密度

28 日齢以降は 1 平方メートル当たり 10 羽以下であること。

## （3）最終製品としての形態

最終製品としての形態は、鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ。

## 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「長州黒かしわ」の主な生産地である山口県北西部の長門市近郊は、北は日本海に面し、北長門海岸国定公園に指定される海域の中心には名勝・青海島や向津具半島などの岩礁に富んだ海岸線と仙崎湾・深川湾・油谷湾の自然豊かな 3 つの内湾を有しており、沖合には、北上する対馬海流の激しい潮流と入り組んだ地形とがぶつかり合う好漁場が形成され、古くから漁業の町として栄えてきた。

このことから、蒲鉾等の水産加工業も盛んとなり、養鶏飼料のなかでも特にコストが高い魚粕などの動物性たんぱく質の入手が容易であった立地条件から、農家の副業として古くから養鶏業が普及してきた。昭和 18 年に、こうした養鶏農家が集まって、深川養鶏農業協同組合の前身となる深川養鶏が設立された。地元で採れる資源を飼料に活用するという精神は今も息づいており「長州黒かしわ」についても、地元の米や米ぬか等を活用した「長州黒かしわ専用飼料」を使用して肉質向上に取り組んでいる。

「長州黒かしわ」の開発については、地元の産業である養鶏と食とを地域振興に繋げるため、山口県が地元の天然記念物「黒柏鶏」の歯ごたえがあって美味しい肉質を活かし、複数の在来種等を掛け合わせ 13 年の歳月をかけ県内初の地鶏として開発した。

交配に用いられた黒柏鶏種、軍鶏種、ロードアイランドレッド種は、「地鶏肉の日本農林規格」別表に定められた在来種であり、「長州黒かしわ」は同規格による在来種由来血液百分率が 75% となっている。

特に黒柏鶏種については、山口県で古くから飼育されていた鶏であり、昭和 26 年には国の天然記念物に指定されている。現在も山口県防府市の玉祖（たまのおや）神社境内で飼育されており、同神社では常世の長鳴鶏として紹介され、「天然記念物

日本鶏 黒柏発祥之地」という石碑がある。

また、隣接する美祢において、同市にある農林総合技術センター畜産技術部と交流がある事業者に、長州黒かしわの生産意向があったことから、入組を誘導し、美祢市においても生産している。現在では、海と山に囲まれた環境と、地域内に当組合員以外の同業者がないため、防疫上独立した安全性の高い生産システムが確立されている。

## 8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「長州黒かしわ」は、深川養鶏農業協同組合が平成21年秋から山口県内で発売開始し、年間の出荷羽数は当初約2千羽であったが、生産業者、長門市及び山口県が連携し、官民一体での飼養管理と品質保持や県内外への消費拡大の推進により需要が拡大したことから、令和4年度現在、販売当初の約15倍となる30千羽を超える状況となっている。

生産地の長門市周辺は、昔から養鶏業が営まれており、「長州黒かしわ」は上述の通り、地域に深く根差した「黒柏鶏」の血を受け継ぐものである。また、長門市については、「日本7大焼き鳥の町」の1つで、人口1万人あたりの焼き鳥店舗数が日本トップクラスを誇る焼き鳥の町として知られている。「長州黒かしわ」は、高級な地鶏肉であるにもかかわらず、同県初の地鶏として長門市をはじめ県内の約50か所の焼き鳥店など地域の飲食店・宿泊施設において、「長州黒かしわ」をメニューとする料理が提供されている。

また、この地で生産された鶏肉を使った焼き鳥は、外食だけではなく自宅で焼いて食されているなど家庭料理としても定着し地元の食文化に根付いている。

地元観光協会や長門市などが主催し、全国の焼き鳥店が参加する「やきとり JAPAN フェスティバル in 長門」や「西日本やきとり祭り in 長門」などのイベントでも山口県オリジナル地鶏として紹介・提供されるなど地域振興の一翼の担っており、山口県における周知性や定着性も高く、地元のソウルフード焼き鳥との結びつきも強い。

平成30年には、「長州黒かしわ」が地域団体商標として登録されている。

また、令和4年には、「胸肉に含まれるイミダゾールペプチドが有する、日常生活で一時的な疲労感を軽減する機能」について消費者庁の「機能性表示食品」制度の届出を行い、機能性表示食品としての表示を行い販売している。

「長州黒かしわ」のブランド名は、山口県産農林水産物需給拡大のための「やまぐちブランド」への認定や経済紙や雑誌等に掲載されるとともに、関東圏の高級スーパーとの取引や令和5年に入って複数の全国ネットのテレビ番組で紹介されるなど知名度は高まってきている。

なお、平成28年に香港へ輸出も行われており、海外での和食レストラン増加を背景に、今後は本格的な海外展開も視野に入れつつ、生産体制の強化を図ることとしている。

## 9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

### (1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☒ 該当する

ア 商標権者の氏名又は名称：深川養鶏農業協同組合  
登録商標：



指定商品又は指定役務：

第29類 山口県産の鶏肉, 山口県産の鶏肉を原料とする肉製品, 山口県産の鶏ガラの抽出物を原料とするスープのもと, 山口県産の鶏肉又は鶏肉を原料とする肉製品を主材とする惣菜

第30類 山口県産の鶏肉又は鶏肉を原料とする肉製品を材料とする弁当, 山口県産の鶏肉又は鶏肉を原料とする肉製品を材料とするおにぎり, 山口県産の鶏肉・鶏肉を原料とする肉製品又は鶏ガラの抽出物を材料とする菓子

第43類 山口県産の鶏肉・鶏肉を原料とする肉製品又は鶏ガラの抽出物を材料とする飲食物の提供

商標登録の登録番号：登録第5328087号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）

〔登録日〕平成22年6月4日

〔更新登録日〕令和元年12月17日

〔存続期間満了日〕令和12年6月4日

イ 商標権者の氏名又は名称：深川養鶏農業協同組合  
登録商標：長州黒かしわ

指定商品又は指定役務：

第29類 黒柏鶏を交配した山口県産の地鶏の鶏肉

商標登録の登録番号：登録第6081561号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）

〔登録日〕平成30年9月14日

〔存続期間満了日〕令和10年9月14日

☐ 該当しない

（2）法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☒ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）

